

再処理施設に係る廃止措置計画変更認可申請書の一部補正について（概要）

一部補正の内容は以下のとおり。

○ **放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出管理目標値に関連する記載の変更**

「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」との関係を明確にするため、令和6年5月13日申請時の線量評価に用いた放射性物質とその放出量を放出管理目標値として追加するとともに記載の適正化を図った。

○ **先行して除染・解体に着手する施設における系統除染第一段階の時期の変更**

先行して除染・解体に着手する分離精製工場（MP）、ウラン脱硝施設（DN）、プルトニウム転換技術開発施設（PCDF）及びクリプトン回収技術開発施設（Kr）の系統除染第一段階の実施時期を変更するため、工程表を見直した。

○ **アスファルト固化体貯蔵施設（AS1）水噴霧消火設備の自動起動条件の追加に係る工事時期の変更**

アスファルト固化体貯蔵施設（AS1）の水噴霧消火設備の自動起動条件の追加に係る工事の時期を変更するために工事工程表を見直した。

以 上